

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 9 日（金）第3245号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）	（水産振興課取扱い）	1
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い）	2
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い）	2
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	（障害福祉課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出	（障害福祉課取扱い）	3
○公有水面の埋立ての免許（2件）	（漁港漁場課取扱い）	4
○道路の区域の変更（2件）	（道路維持課取扱い）	9
○道路の供用の開始（2件）	（道路維持課取扱い）	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）	（鹿児島地域振興局取扱い）	10
	公 告	
○平成28年度砂利採取業務主任者試験公告	（商工政策課取扱い）	11
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い）	11
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	12
○一般競争入札公告	（管財課取扱い）	12
○落札者等の公告	（管財課取扱い）	14

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第37号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条後段中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条の表生活改善資金の部2の項貸付対象資金の内容の欄を次のように改める。

- | |
|-------------------------------|
| 1 居室（居間，寝室，子供室，老人室等をいう。）の改造費用 |
| 2 炊事施設（炊事場，食事室等をいう。）の改造費用 |
| 3 衛生施設（浴室，便所，洗面所等をいう。）の改造費用 |

4 家事室等（家事室，更衣室，土間等をいう。）の改造費用

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第847号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により，有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8590	平成28年 8月30日	映 画	家族の欲情 うずいて濡れた秘部	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれがある。
8591			三十路・五十路妻 熟れて食べ頃	新日本映像		
8592			恋するオヤジ ビンピンなお留守番	オーピー映画		
8593			奴隷 濡れた股間を開け	新東宝映画		
8594			通夜の喪服妻 僧侶にもてあそばれて	新日本映像		
8595			オナニーシスター たぎる肉壺	オーピー映画		
8596			秘書とお医者さんごっこ	新東宝映画		
8597			やりたがる未亡人 隠れ床	新東宝映画		
8598			愛ロボット したたる淫行知能	オーピー映画		

鹿児島県告示第848号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により，有害な図書等として次のとおり指定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25160	平成28年 8月30日	雑 誌	恋愛チェリーピンク 9月号 12080-9	秋田書店	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれがある。
25161			恋愛宣言PINKY Vol.38 15166-10	秋水社		
25162			ディアプラス 9月号 16567-09	新書館		
25163			コミックシグマ 9月号 03947-09	茜新社		
25163			マガジンビーボーイ 9月号 18355-09	リブレ		

鹿児島県告示第849号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地

- 2 認定の有効期限
平成31年9月30日

鹿児島県告示第850号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
国民健康保険大和診療所	大島郡大和村大榎字大町420	平成28年9月1日	精神通院医療
大和村今里へき地出張診療所	大島郡大和村今里790	平成28年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第851号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
病院前薬局	鹿児島市下荒田三丁目21-1 -1F	平成28年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第852号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社エヌ・メディック	鹿児島市宇宿九丁目2-23	訪問看護ステーションわきだ	鹿児島市宇宿三丁目18番1号Sフィットネス101号	平成28年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第853号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
中央薬局 曾於市財部町南俣1705-26	所在地	曾於市財部町南俣11335	曾於市財部町南俣1705-26	精神通院医療

鹿児島県告示第854号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

平成28年8月29日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

3 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市浜田町200番8及び91番に接する道に接する公共空地並びに同市羽島字立割5376番3の地先公有水面、同市羽島字立割5376番5及び5376番2並びに同市羽島字御帳附5417番1及び5417番2に接する公共空地並びに同市羽島字御帳附5416番5及び5416番2に接する道の地先公有水面並びに同市羽島字御帳附5424番3から5450番を経て5452番4に至る間の土地に接する道の地先公有水面

(2) 区域

ア a 区域

次の各地点のうち、a1の地点からa41の地点までを順次結んだ線及びa41の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から54度17分46秒2,883.48メートルの地点

a2の地点 a1の地点から263度24分31秒18.88メートルの地点

a3の地点 a2の地点から243度23分45秒14.30メートルの地点

a4の地点 a3の地点から247度48分44秒6.51メートルの地点

a5の地点 a4の地点から251度23分29秒7.79メートルの地点

a6の地点 a5の地点から257度36分15秒14.47メートルの地点

a7の地点 a6の地点から262度39分25秒8.18メートルの地点

a8の地点 a7の地点から266度24分14秒14.07メートルの地点

a9の地点 a8の地点から272度02分38秒22.19メートルの地点

a10の地点 a9の地点から278度23分13秒22.14メートルの地点

a11の地点 a10の地点から284度03分35秒17.36メートルの地点

a12の地点 a11の地点から287度22分05秒4.32メートルの地点

a13の地点 a12の地点から287度21分46秒17.92メートルの地点

a14の地点 a13の地点から285度07分50秒11.22メートルの地点

a15の地点 a14の地点から277度48分30秒5.81メートルの地点

a16の地点 a15の地点から243度26分06秒5.83メートルの地点

a17の地点 a16の地点から269度54分55秒7.84メートルの地点

a18の地点 a17の地点から309度42分14秒3.68メートルの地点

a19の地点 a18の地点から65度12分24秒5.38メートルの地点

a20の地点 a19の地点から47度00分55秒14.42メートルの地点

a21の地点 a20の地点から65度10分07秒21.22メートルの地点

a22の地点 a21の地点から99度09分47秒2.69メートルの地点

a23の地点 a22の地点から106度23分10秒2.22メートルの地点

a24の地点 a23の地点から108度02分23秒17.93メートルの地点

a25の地点 a24の地点から107度57分19秒4.32メートルの地点

a26の地点 a25の地点から104度00分07秒15.06メートルの地点

a27の地点 a26の地点から97度33分26秒19.20メートルの地点

a 28の地点	a 27の地点から90度10分23秒19.18メートルの地点
a 29の地点	a 28の地点から84度11分21秒12.12メートルの地点
a 30の地点	a 29の地点から80度45分43秒7.04メートルの地点
a 31の地点	a 30の地点から79度47分57秒12.91メートルの地点
a 32の地点	a 31の地点から35度52分47秒7.70メートルの地点
a 33の地点	a 32の地点から340度49分47秒6.23メートルの地点
a 34の地点	a 33の地点から103度54分20秒0.52メートルの地点
a 35の地点	a 34の地点から88度01分13秒5.45メートルの地点
a 36の地点	a 35の地点から99度33分24秒9.74メートルの地点
a 37の地点	a 36の地点から150度34分47秒0.44メートルの地点
a 38の地点	a 37の地点から107度15分56秒5.99メートルの地点
a 39の地点	a 38の地点から67度37分44秒3.03メートルの地点
a 40の地点	a 39の地点から91度42分43秒7.46メートルの地点
a 41の地点	a 40の地点から83度54分18秒12.38メートルの地点

イ b 区域

次の各地点のうち、b 1の地点からb 16の地点までを順次結んだ線及びb 16の地点とb 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b 1の地点	国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から51度03分54秒2,685.85メートルの地点
b 2の地点	b 1の地点から263度54分46秒13.39メートルの地点
b 3の地点	b 2の地点から262度07分43秒12.61メートルの地点
b 4の地点	b 3の地点から257度10分13秒19.55メートルの地点
b 5の地点	b 4の地点から255度14分51秒23.19メートルの地点
b 6の地点	b 5の地点から345度15分07秒13.69メートルの地点
b 7の地点	b 6の地点から73度16分32秒17.29メートルの地点
b 8の地点	b 7の地点から345度15分54秒15.66メートルの地点
b 9の地点	b 8の地点から96度45分28秒1.59メートルの地点
b 10の地点	b 9の地点から165度14分48秒14.89メートルの地点
b 11の地点	b 10の地点から146度20分46秒1.70メートルの地点
b 12の地点	b 11の地点から75度51分48秒3.87メートルの地点
b 13の地点	b 12の地点から74度07分40秒20.56メートルの地点
b 14の地点	b 13の地点から79度11分46秒13.35メートルの地点
b 15の地点	b 14の地点から84度45分36秒2.16メートルの地点
b 16の地点	b 15の地点から137度56分51秒8.68メートルの地点

(3) 面積

a 区域	4577.34平方メートル
b 区域	904.95平方メートル
合計	5,482.29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

いちき串木野市浜田町85番2から91番を経て94番1に至る間の土地に接する道及び同市羽島字立割5374番1から5410番1を経て5476番1に至る間の土地に接する道並びにその地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、x 1の地点からx 38の地点までを順次結んだ線及びx 38の地点とx 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

x 1の地点	国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から55度06分12秒，2,872.85メートルの地点
x 2の地点	x 1の地点から265度35分03秒326.69メートルの地点
x 3の地点	x 2の地点から345度06分17秒45.57メートルの地点

x 4の地点	x 3の地点から255度13分44秒31.83メートルの地点
x 5の地点	x 4の地点から345度14分48秒30.59メートルの地点
x 6の地点	x 5の地点から75度44分59秒31.59メートルの地点
x 7の地点	x 6の地点から345度41分24秒18.46メートルの地点
x 8の地点	x 7の地点から83度30分11秒16.47メートルの地点
x 9の地点	x 8の地点から90度50分11秒7.00メートルの地点
x 10の地点	x 9の地点から94度54分57秒62.61メートルの地点
x 11の地点	x 10の地点から91度20分28秒3.55メートルの地点
x 12の地点	x 11の地点から78度15分55秒37.40メートルの地点
x 13の地点	x 12の地点から79度20分31秒25.25メートルの地点
x 14の地点	x 13の地点から79度01分36秒44.63メートルの地点
x 15の地点	x 14の地点から86度37分26秒24.55メートルの地点
x 16の地点	x 15の地点から90度05分23秒12.13メートルの地点
x 17の地点	x 16の地点から95度46分09秒21.14メートルの地点
x 18の地点	x 17の地点から102度52分29秒16.54メートルの地点
x 19の地点	x 18の地点から98度39分25秒10.26メートルの地点
x 20の地点	x 19の地点から88度19分40秒5.24メートルの地点
x 21の地点	x 20の地点から76度26分42秒1.91メートルの地点
x 22の地点	x 21の地点から352度32分23秒0.77メートルの地点
x 23の地点	x 22の地点から1度59分28秒1.79メートルの地点
x 24の地点	x 23の地点から349度25分19秒18.22メートルの地点
x 25の地点	x 24の地点から76度26分42秒5.77メートルの地点
x 26の地点	x 25の地点から166度17分01秒4.44メートルの地点
x 27の地点	x 26の地点から157度37分58秒6.53メートルの地点
x 28の地点	x 27の地点から146度14分59秒6.00メートルの地点
x 29の地点	x 28の地点から137度24分38秒4.76メートルの地点
x 30の地点	x 29の地点から124度27分29秒10.36メートルの地点
x 31の地点	x 30の地点から113度45分33秒7.58メートルの地点
x 32の地点	x 31の地点から104度04分12秒6.53メートルの地点
x 33の地点	x 32の地点から92度27分26秒6.31メートルの地点
x 34の地点	x 33の地点から84度02分45秒7.99メートルの地点
x 35の地点	x 34の地点から76度23分35秒8.12メートルの地点
x 36の地点	x 35の地点から72度30分20秒23.62メートルの地点
x 37の地点	x 36の地点から162度25分23秒5.20メートルの地点
x 38の地点	x 37の地点から220度27分04秒37.85メートルの地点

(3) 面積

30,555.44平方メートル

5 埋立地の用途
道路用地

鹿児島県告示第855号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

平成28年8月29日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

いちき串木野市

いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 田畑誠一

3 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市羽島字立割5376番3の地先公有水面並びに同市羽島字立割5376番5、5376番2及び同市羽島字御帳附5417番1に接する公共空地並びに同市羽島字御帳附5424番3から5450番を経て5451番1に至る間の土地に接する道の地先公有水面

(2) 区域

ア a 区域

次の各地点のうち、a1の地点からa5の地点までを順次結んだ線及びa5の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から53度40分49秒2,876.66メートルの地点

a2の地点 a1の地点から247度37分34秒3.03メートルの地点

a3の地点 a2の地点から287度15分56秒5.99メートルの地点

a4の地点 a3の地点から330度34分47秒0.44メートルの地点

a5の地点 a4の地点から99度33分24秒5.47メートルの地点

イ b 区域

次の各地点のうち、b1の地点からb24の地点までを順次結んだ線及びb24の地点とb1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から53度27分57秒2,856.88メートルの地点

b2の地点 b1の地点から215度52分47秒7.70メートルの地点

b3の地点 b2の地点から259度47分59秒12.91メートルの地点

b4の地点 b3の地点から260度46分09秒7.04メートルの地点

b5の地点 b4の地点から264度11分21秒12.12メートルの地点

b6の地点 b5の地点から270度10分23秒19.18メートルの地点

b7の地点 b6の地点から277度33分26秒19.20メートルの地点

b8の地点 b7の地点から284度00分07秒15.06メートルの地点

b9の地点 b8の地点から287度57分19秒4.32メートルの地点

b10の地点 b9の地点から288度02分23秒17.93メートルの地点

b11の地点 b10の地点から286度23分10秒2.22メートルの地点

b12の地点 b11の地点から279度09分47秒2.69メートルの地点

b13の地点 b12の地点から65度10分07秒3.51メートルの地点

b14の地点 b13の地点から84度22分23秒2.45メートルの地点

b15の地点 b14の地点から82度39分26秒19.63メートルの地点

b16の地点 b15の地点から85度57分08秒4.61メートルの地点

b17の地点 b16の地点から88度40分56秒14.15メートルの地点

b18の地点 b17の地点から83度49分54秒17.43メートルの地点

b19の地点 b18の地点から97度07分01秒16.87メートルの地点

b20の地点 b19の地点から98度21分10秒11.07メートルの地点

b21の地点 b20の地点から89度24分22秒6.40メートルの地点

b22の地点 b21の地点から104度43分44秒5.89メートルの地点

b23の地点 b22の地点から59度54分51秒5.53メートルの地点

b24の地点 b23の地点から103度54分20秒7.42メートルの地点

ウ c 区域

次の各地点のうち、c1の地点からc10の地点までを順次結んだ線及びc10の地点とc1の地点を結んだ線により囲まれた区域

c1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から50度40分09秒2,684.23メートルの地点

c2の地点 c1の地点から264度45分36秒2.16メートルの地点

c 3の地点	c 2の地点から258度39分52秒13.35メートルの地点
c 4の地点	c 3の地点から254度07分40秒20.56メートルの地点
c 5の地点	c 4の地点から255度51分48秒3.87メートルの地点
c 6の地点	c 5の地点から326度20分46秒1.70メートルの地点
c 7の地点	c 6の地点から345度14分48秒14.89メートルの地点
c 8の地点	c 7の地点から95度04分03秒4.70メートルの地点
c 9の地点	c 8の地点から95度20分38秒22.43メートルの地点
c 10の地点	c 9の地点から94度57分01秒14.01メートルの地点

(3) 面積

a 区域	6.10平方メートル
b 区域	1,630.41平方メートル
c 区域	366.84平方メートル
合計	2,003.35平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

いちき串木野市浜田町85番2から91番を経て94番1に至る間の土地に接する道及び同市羽島字立割5374番1から5410番1を経て5476番1に至る間の土地に接する道並びにその地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、x 1の地点からx 38の地点までを順次結んだ線及びx 38の地点とx 1の地点を結んだ線により囲まれた区域

x 1の地点	国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から55度06分12秒2,872.85メートルの地点
x 2の地点	x 1の地点から265度35分03秒326.69メートルの地点
x 3の地点	x 2の地点から345度06分17秒45.57メートルの地点
x 4の地点	x 3の地点から255度13分44秒31.83メートルの地点
x 5の地点	x 4の地点から345度14分48秒30.59メートルの地点
x 6の地点	x 5の地点から75度44分59秒31.59メートルの地点
x 7の地点	x 6の地点から345度41分24秒18.46メートルの地点
x 8の地点	x 7の地点から83度30分11秒16.47メートルの地点
x 9の地点	x 8の地点から90度50分11秒7.00メートルの地点
x 10の地点	x 9の地点から94度54分57秒62.61メートルの地点
x 11の地点	x 10の地点から91度20分28秒3.55メートルの地点
x 12の地点	x 11の地点から78度15分55秒37.40メートルの地点
x 13の地点	x 12の地点から79度20分31秒25.25メートルの地点
x 14の地点	x 13の地点から79度01分36秒44.63メートルの地点
x 15の地点	x 14の地点から86度37分26秒24.55メートルの地点
x 16の地点	x 15の地点から90度05分23秒12.13メートルの地点
x 17の地点	x 16の地点から95度46分09秒21.14メートルの地点
x 18の地点	x 17の地点から102度52分29秒16.54メートルの地点
x 19の地点	x 18の地点から98度39分25秒10.26メートルの地点
x 20の地点	x 19の地点から88度19分40秒5.24メートルの地点
x 21の地点	x 20の地点から76度26分42秒1.91メートルの地点
x 22の地点	x 21の地点から352度32分23秒0.77メートルの地点
x 23の地点	x 22の地点から1度59分28秒1.79メートルの地点
x 24の地点	x 23の地点から349度25分19秒18.22メートルの地点
x 25の地点	x 24の地点から76度26分42秒5.77メートルの地点
x 26の地点	x 25の地点から166度17分01秒4.44メートルの地点
x 27の地点	x 26の地点から157度37分58秒6.53メートルの地点
x 28の地点	x 27の地点から146度14分59秒6.00メートルの地点

- x 29の地点 x 28の地点から137度24分38秒4.76メートルの地点
 x 30の地点 x 29の地点から124度27分29秒10.36メートルの地点
 x 31の地点 x 30の地点から113度45分33秒7.58メートルの地点
 x 32の地点 x 31の地点から104度04分12秒6.53メートルの地点
 x 33の地点 x 32の地点から92度27分26秒6.31メートルの地点
 x 34の地点 x 33の地点から84度02分45秒7.99メートルの地点
 x 35の地点 x 34の地点から76度23分35秒8.12メートルの地点
 x 36の地点 x 35の地点から72度30分20秒23.62メートルの地点
 x 37の地点 x 36の地点から162度25分23秒5.20メートルの地点
 x 38の地点 x 37の地点から220度27分04秒37.85メートルの地点

(3) 面積

30,555.44平方メートル

5 埋立地の用途

環境施設用地（緑地）

鹿児島県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年9月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田字瀬切4142番2地先内	前	4.6～5.4	14.6
			後	5.6～10.0	14.6

鹿児島県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年9月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田字瀬切4142番2地先内	平成28年9月9日

鹿児島県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年9月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田字瀬切4142番99地先内	前	52.6～59.6	16.0
			後	52.6～67.2	16.0

鹿児島県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年9月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田字瀬切4142番99地先内	平成28年9月9日

鹿児島地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年9月9日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニーニョ&ニーニャ	鹿児島市清和二丁目17番25号	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成28年8月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス
こども療育センター結	鹿児島市山田町675番1	特定非営利活動法人もえ	鹿児島市桜ヶ丘六丁目31番地6	森園 友美	平成28年9月1日	保育所等訪問支援

鹿児島地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年9月9日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスだいち	鹿児島市宇宿五丁目24番13号	株式会社TSUBASA	鹿児島市下荒田四丁目40番8号	児玉 篤樹	平成28年9月1日	放課後等デイサービス

公 告

平成28年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の期日

平成28年11月11日（金）午前10時から正午まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター大研修室第3（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験科目

試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

8,000円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成28年9月30日（金）から同年10月31日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成28年10月31日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2934）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年9月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所(団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年9月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
山形屋
鹿児島市金生町3番1号
- 2 変更事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 第3駐車場 建物敷地東側隔地 51台
 - イ 変更後 第3駐車場 建物敷地東側隔地 51台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 第3駐車場 出入口 1箇所 駐車場西側
入口 1箇所 駐車場西側
出口 1箇所 駐車場東側
 - イ 変更後 第3駐車場 1箇所 駐車場東側
- 3 変更年月日
平成28年11月1日
- 4 届出年月日
平成28年8月29日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
日置市伊集院町下谷口字中原3番7, 3番8, 3番9, 3番10, 3番14, 3番16, 3番17及び3番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市西別府町3200番7
セイカ食品株式会社
代表取締役 玉川浩一郎

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品の売却について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 入札に付する物品
 - (1) 次に掲げる自動車 1台

種 別	車 名 等	排気量	初度登録年月	走行距離	色
普通乗用自動車	トヨタセンチュリー (型式: E-GZG50)	4,990cc	平成9年8月	171千km	黒

- (2) 現状等
 - ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第16条の規定による一時抹消登録済
 - イ 自動車は、現状渡しとする。
(引渡し後の故障等については、補償しない。)

- 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年10月6日午後1時30分
 - (2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - 4 入札の方法等
 - (1) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 5 入札説明書
 - (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - (2) 入札説明書の交付期限及び交付場所
ア 交付期限 平成28年10月6日午後1時
イ 交付場所 鹿児島県出納局管財課自動車係（行政庁舎地下1階）
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - 6 入札保証金
免除する。
 - 7 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 送付、電報又は電送による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 代金の納入
現金で即納すること。
- 10 自動車の引渡期限及び場所
 - (1) 期限 平成28年10月14日午後5時
 - (2) 場所 鹿児島県庁（南駐車場1階）公用車車庫
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 11 譲渡証明書等
登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を記載した書類をいう。）及び道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書は、自動車の引渡し時に交付する。
- 12 その他
 - (1) 売却をする自動車の公開
 - ア 期間 平成28年10月5日の午後1時30分から午後4時まで及び同月6日の午前10時から午前11時30分まで
 - イ 場所 10の(2)に同じ。
 - (2) 入札に参加する者は、入札当日の午後1時から午後1時15分までに3の(2)の場所に入室すること。
 - (3) 入札時に持参するもの
印鑑及び筆記用具
- 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課自動車係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3831

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年9月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空間放射線量測定装置（第2測定局） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機株式会社九州支社
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額
124,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年7月12日